

議 第 9 号 議 案

政党助成制度の廃止を求める意見書の提出について

政党助成制度の廃止を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年6月21日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同

提 案 理 由

政党助成制度の廃止を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

政 党 助 成 制 度 の 廃 止 を 求 め る 意 見 書

国民1人当たり年間250円、総額約315億円を、所定の条件を満たした上で交付を申請した政党に配分する政党助成制度が創設されて30年が経過する。

政党助成制度は企業・団体献金を廃止する代わりに導入されたが、パーティー券の購入という形で企業・団体献金が温存され、いわば「二重取り」の状態が続いている。

政党助成制度は、乳幼児を含む全国民から強制的に政党に寄附させるものであり、思想・信条の自由や政党支持の自由を侵すものである。

また、政党助成金は、国会議員5人以上を有する政党が交付対象となることから、助成金の受け取りを狙った政党の離合集散も繰り返されてきた。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、政治改革についての議論が進められているこの機会に、民主主義の上で問題の多い政党助成制度を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様